

富士急ハイランド 日帰りバスツアー

GoToトラベル対象商品

【行程】

行	程	
竹ノ塚(7:00) == 北千住(7:30発) == 首都高速 == 中央道 ==	朝 ×	
富士急ハイランド(9:30頃着 ~ 17:30発) == 中央道 == 首都高速 ==	昼 ×	
北千住(19:45頃着) == 竹ノ塚(20:10頃着)		

添乗員は同行致しません 出発後は直行いたします

行程内に記載された到着時間は道路状況により変わります

【集合場所・時間】

竹ノ塚駅東口側 竹の塚センター信号手前 集合時間 6:50(厳守)

北千住駅西口 みずほ銀行千住支店前 集合時間 7:20(厳守)

【ご出発日】

《9月》 4(金) 5(土) 6(日) 11(金) 12(土) 13(日) 18(金) 19(土)
20(日) 21(月) 22(火) 25(金) 26(土) 27(日)

《10月》 1(木) 3(土) 4(日) 9(金) 10(土) 11(日) 16(金) 17(土)
18(日) 23(金) 24(土) 25(日) 30(金) 31(土)

《11月》 1(日) 3(火) 6(金) 7(土) 8(日) 14(土) 15(日)

	基本代金 (フリーパス付)	基本代金 (座席のみ)	竹ノ塚東口	北千住西口
大人	8,500	5,000		
中高生	8,000	5,000		
小学生	7,000	4,500		
幼児	4,500(座席のみ)			

GoToトラベル適用の場合(フリーパス付のみ)

大人	5,600	} ＋地域クーポン券 ¥1,000付きです！
中高生	5,200	
小学生	4,600	

旅行代金に含まれるもの：往復の交通費、富士急ハイランドのフリーパス入園券

【感染拡大防止対策事項】

- * 座席は、2席1名のご利用となります。(お子様を除く) * マスク着用の厳守。
- * 乗車時、手指アルコール消毒の実施。 * 車内での会話は、極力お控え下さい。

【注意事項】

- * 乗車時の検温で、37.5度以上の方は参加出来ません。
- * マスクは、お客様ご自身でご用意下さい。

【申し込み】

申し込みのお客様は、旅行参加申込書に必要事項を記載の上、FAX又はご郵送でお申し込み下さい。

※お申込み承諾後、3日以内又は出発日の4日前までにご入金をお願い申し上げます。

《最小催行人員 18名》

【旅行企画・実施】

埼玉県知事登録旅行業 第2-882号 (社)全国旅行業協会々員 旅行業務取扱管理者 伊藤 裕仁
株式会社新日本観光自動車(新日本トラベルセンター) 足立営業所
〒123-0861 東京都足立区加賀1-12-5 営業時間 平日 9:00～17:00
TEL 03-5691-5570 FAX 03-5691-6609 E-mail info@shinnihon-inc.com

旅行参加申込書

出発日	20 年 月 日 ()			
申込人員 (内 訳)	名			
	大人 (18歳以上)	名	中高生	名
代表者名 (漢字)	フリガナ		性別	年齢
	様		男・女	歳
現住所	〒		フリガナ	
	都道府県		市区町村	
連絡先	TEL		FAX	
	携帯(必須) 当日連絡のとれる番号		E-mail	
【参加者リスト】 同行者のいる場合のみ、代表者をNo. 1としてNo. 2からご記入して下さい。				
No	カタカナ 同行者氏名	性別	年齢	乗車場所 北千住 竹ノ塚 座席のみ
1	(代表者記入不要)	同上	同上	同上
2	カタカナ	男・女	歳	
3	カタカナ	男・女	歳	
4	カタカナ	男・女	歳	
国内募集型企画旅行の条件書を確認いたしました ☐		受付日	/	料 金
その他		予約番号		

※太枠の中のみご記入下さい。

《振込口座》三井住友銀行 赤羽支店 普通口座 3766607
株式会社新日本観光自動車

※お申込み承諾後、3日以内又は出発日の4日前までにご入金をお願い申し上げます。

※運行の中止は(催行人員に達しなかった時等)、出発日の4日前までにご連絡申し上げます。

※お客様のご都合による、変更・取消しにかかる返金処理においての、振込手数料はお客様負担となりますので、予めご了承ください。

※当日緊急連絡先 070-3938-2942

《個人情報の取扱い》 当社は、旅行参加申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡手段として利用させて頂く他、ご参加頂く旅行内容について手配(運送機関・施設が提供するサービスの予約・確認等)に必要な範囲内で利用させていただきます。

株式会社新日本観光自動車(新日本トラベルセンター) 足立営業所

〒123-0861 東京都足立区加賀1-12-5

旅行業務取扱管理者 伊藤 裕仁

TEL 03-5691-5570 FAX 03-5691-6609 E-mail info@shinnihon-inc.com

未成年者(20歳未満)のご参加の保護者同意書

この度は、ご旅行にご参加のお申し込みをいただき誠にありがとうございます。

お申し込み時点で20歳未満の方は、親権者(法定代理人)の同意書を提出していただいております。

(15歳以上20歳未満の)未成年の方のみでのご参加、又は親権者(法定代理人)以外の方が同行される場合には親権者(法定代理人)の方の同意が必要となります。

15歳未満の方のみのご参加の場合、親権者(法定代理人)の同行が必要となります。

旅行内容をご確認の上、同意書に署名・捺印頂き、FAX又はご郵送下さい。

《お申込み内容》

ご出発日： 20 年 月 日

ツアー名：

ご旅行者氏名：

ご出発時点での年齢： 歳

《親権者様(法定代理人)記入欄》

私たちは、上記旅行者の親権者として、上記旅行者が貴社と旅行契約を締結することに同意します。(旅行の申込み、参加に同意します。)

親権者： _____ 印

住所：〒

続柄：

電話番号： () -

記入日： 20 年 月 日

《個人情報取扱い》 当社は、旅行参加申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡手段として利用させて頂く他、ご参加頂く旅行内容について手配(運送機関・施設が提供するサービスの予約確認等)に必要な範囲内で利用させて頂きます。

提出先 株式会社新日本観光自動車(新日本トラベルセンター) 足立営業所
〒123-0861 東京都足立区加賀1-12-5
TEL 03-5691-5570 FAX 03-5691-6609
E-mail info@shinnihon-inc.com

国内募集型企画旅行条件書

<本旅行条件書の意義>

※お申込みの際は必ず印刷の上この旅行条件書をお読みください。

この書面は旅行業法第 12 条の 4 に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第 12 条の 5 に定めるところの契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

1. この旅行は(株)新日本観光自動車(新日本トラベルセンター)(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

1. <1>当社、<2>旅行業法で規定された「受託営業所」(以下<1><2>を併せて「当社」といいます。))にて当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。))に所定の事項を記入の上、下記のお申込金又は旅行代金の全額を添えてお申し込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。また本項(3)に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。

旅行代金の額	申込金(おひとり)
20,000 円未満	5,000 円以上
20,000 円以上 50,000 円未満	10,000 円以上

2. 当社は、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に、当社に申込書の提出と旅行代金の支払いを行っていただきます。この期間内に旅行代金の支払いがなされないときは、当社は、お申し込みはなかったものとして取り扱います。

3. 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。

3. 申込条件

1. 20 歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で 15 歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。

2. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。

4. 旅行代金のお支払い期日

1. 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって 14 日前に当たる日(以下「基準日」といいます。)よりも前にお支払いいただきます。

2. 基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点又は旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。

5. 旅行代金の適用

1. 旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。

2. 「お支払い対象旅行代金」は、パンフレットに「旅行代金として表示した金額」をいいます。この金額は、「申込金」の「取消料」、「違約料」、および「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

6. 旅行代金に含まれるもの

パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示した費用。上記についてはお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

7. 旅行代金に含まれないもの

追加飲食等個人的性質の諸費用及びご自宅から発着地までの交通費等

8. お客様による旅行契約の解除

【1】旅行開始前

お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様がお申込みの営業所の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

表)取消料

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	日帰り旅行(夜行含む)
① 11 日前に当たる日以前に解除	無 料
② 10日前に当たる日以降の解除(③～⑥を除く)	旅行代金の 20%
③ 7 日前に当たる日以降の解除(④～⑥を除く)	旅行代金の 30%
④ 旅行開始の前日の解除	旅行代金の 40%
⑤ 旅行開始の当日の解除(⑥を除く)	旅行代金の 50%
⑥ 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の 100%

2】旅行開始後

旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

9. 当社による旅行契約の解除

【1】旅行開始前

- 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- ア. お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - イ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - ウ. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目(日帰り旅行)にあたる日より前に旅行を中止するをお客様に通知します。
 - エ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

【2】旅行開始後

- 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
- ア. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、又はこれらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

10. 旅行代金の払い戻し

旅行開始前の解除による払い戻しにあつては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

11. 当社の責任及び免責事項

当社は、旅行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

12. お客様の責任

お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

13. 特別補償

当社は当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規程で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

14. 旅程保証

1. 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を支払います。(旅行代金の1%~5%) 但し、一旅行契約に支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。又旅行契約についての変更補償金額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。
- <変更補償金の表>

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注 1「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行開始日に通知した場合をいいます。

注 2

確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注 3

第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注 4

第4号又は第6号もしくは第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1変更として取り扱います。

注 5

第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までを適用せず、第8号によります。

15. 個人情報の取扱について

株式会社新日本観光自動車(新日本トラベルセンター)(以下「当社」といいます。)

当社は、ご提供いただいた個人情報について、1.お客様との間の連絡のため、2.旅行に関して運送機関等のサービス手配、提供のため、3.旅行に関する諸手続きのため、4.当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続きのために利用させていただきます。

16. 募集型企画旅行約款について

本旅行条件書に定めない事項については標準旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

当社旅行業約款は、当社ホームページ(<http://www.shinnihon-inc.com>)からもご覧になれます。

17. ご旅行条件の基準

この旅行条件は、2020年4月1日を基準としています。旅行代金算出の基準日は、パンフレットごとに記載しています。